

十五 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）

改正案	現行
（総務企画局の所掌事務） 第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三三六（略） 三三七 金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。 三三八～四四五（略） 2（略） （企業開示課の所掌事務） 第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による企業内容等の開示等に関する制度の企画及び立案に関すること。 二 金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。 三 金融商品取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二	（総務企画局の所掌事務） 第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三三六（略） 三三七 金融商品取引法第二章から第二章の四までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。 三三八～四四五（略） 2（略） （企業開示課の所掌事務） 第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 金融商品取引法第二章から第二章の四までの規定による企業内容等の開示等に関する制度の企画及び立案に関すること。 二 金融商品取引法第二章から第二章の四までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。 三 金融商品取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二

項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五の規定に基づく検査に關すること。

四〇八 (略)

九 金融商品取引法第百七十二條第一項、第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第百七十二條の二第一項（同條第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）及び第六項、第百七十二條の三各項、第百七十二條の四第一項及び第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）、第百七十二條の五、第百七十二條の六第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）、第百七十二條の七から第百七十二條の九まで、第百七十二條の十各項並びに第百七十二條の十一第一項の規定による課徴金に係る同法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に關すること。

十 (略)

2 (略)

項並びに第二十七条の三十第一項の規定に基づく検査に關すること。

四〇八 (略)

九 金融商品取引法第百七十二條第一項（同條第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）並びに同法第百七十二條の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る同法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に關すること。

十 (略)

2 (略)